

第87号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第56号左欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄の(1)中「（法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第31条の6第1項又は第32条第1項」に改め、同欄の(2)中「（法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第31条の6第3項又は第32条第2項」に改め、同欄の(3)中「法第32条第4項」を「法第31条の6第5項又は第32条第5項」に改め、「読み替えて」を削る。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特例児童扶養資金の項中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

(島根県立総合福祉センター条例の一部改正)

第3条 島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童」の次に「、父子家庭の父及び児童」を加える。

第3条第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第11条第1項の表及び第12条第1項の表中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

(島根県部設置条例の一部改正)

第4条 島根県部設置条例(平成15年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条の表健康福祉部の項第1号中「児童・母子福祉及び」を「児童、母子及び父子福祉並びに」に改める。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第43条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第113条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

(島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。